

競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 29 日

長崎県知事 平田 研

1 競争入札に付する事項

令和 8 年度企業人権啓発セミナー開催業務委託（業務番号 8 人同対第 9 号）

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日及び入札期日以前 6 か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号の規定に該当する者
- (10) 長崎県暴力団排除条例（平成 23 年長崎県条例第 47 号）第 33 条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から 2 年を経過していない者
- (11) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱第 4 条に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

令和5年4月1日から申請書の提出期限の日までにおいて、セミナー、講演会、シンポジウム等のイベントの履行実績又は動画映像によるWEB配信業務の実績があること

4 競争入札参加者の資格及びその審査

(1) 入札参加者の資格は、施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 過去の類似する業務の実績

5 資格審査申請の時期

この告示の日から、令和8年8月7日（金）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

6 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便などの配達記録がわかる方法に限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。

- ア 誓約書（様式第2号）
- イ 財務関係明細書
- ウ 営業概要書
- エ 委任状（権限を支社（店）長等に委任する場合に提出すること）
- オ 法人にあつては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- カ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 住所地の市町村長が発行する住民票
 - (ウ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- キ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- ク 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ケ 印鑑届（様式第 3 号）

コ 類似業務実績（様式第 4 号）

記入した業務のうち、令和 5 年 4 月 1 日から申請書提出期限までに受託した業務の中で代表的な業務について、実績を証明する書類（契約書又は履行証明書等の写し）を添付すること。

※提出書類は原本とし、参加資格申請日より 3 月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付及び提出場所

長崎県 県民生活環境部 人権・同和対策課
〒850-8570 長崎市尾上町 3-1
電話 095-826-2585（直通）

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書による資格取得の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

9 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2 の(1)又は(11)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2 の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は 3 年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 入札参加資格を取り消したとき又は 3 年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。